【介護予防】白梅の森ショートステイサービス運営規程

（事業の目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人いつつ星会（以下「事業者」という。）が開設する白梅の森ショートステイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員（以下「短期入所生活介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　事業者の短期入所生活介護従業者は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名　称　白梅の森ショートステイサービス

（2）所在地　二戸市堀野字大畑１番地１

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条　事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）短期入所生活介護従業者

医　師　3名　（非常勤兼務）（内科２名、歯科1名）

入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

生活相談員　1名

入居者の生活相談にあたる。

介護支援専門員　1名以上

入居者の短期入所生活介護の作成にあたる。

看 護 職 員　1名　以上

利用者の看護にあたる。

機 能 訓 練 指 導 員　　1人
入居者の機能訓練にあたる。
介 護 職 員　　10名　以上
入居者の介護・介助にあたる。
*指定短期入所生活介護従業者は、介護予防指定短期入所生活介護の勤務にあたる。

（営業日及び入所受付時間）

第5条　事業所の営業日及び入所受付時間は、次のとおりとする。

（1） 営業日　月曜日から日曜日までとし、祝日も営業を行う。

（2） 入所受付時間　9時00分から17時00分までとする。

（指定短期入所生活介護の利用人員）

第6条　事業所の利用定員は、併設の本体施設「白梅の森」空床利用とする。定員は、「白梅の森」の入居者数を超えない人数とする。

（指定短期入所生活介護の内容）

第7条　指定短期入所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

（1） 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. 通院等の介助その他必要な身体の介護

（2） 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

（3） 食事に関すること

食事を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

（4） 日常動作訓練に関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービスを行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア. レクリエーション

イ. 行事的活動

ウ. 休養（養護）

(5) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア. 移動、移乗動作の介助

イ. 送迎

(6) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作に関する相談、助言

イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ. その他必要な相談、助言

(7) 理美容に関すること

必要とする利用者については、有料にて理美容サービスを提供する。

（指定短期入所生活介護の利用料等及び支払いの方法）

第8条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時は、保険者より交付される介護保険負担割合証に基づいた割合の額とする。

2 第9条の通常の事業及び送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護に要した交通費に関して、1,000円（片道）を徴収する。

3 短期入所生活介護にかかる食材料費については以下の通りとする。

(1)朝食 475円

(2)昼食 540円

(3)夕食 530円

(4)行事などによる特別な食事 実費

（入居者の収入により、減額の認定を受けられる場合あり）

負担段階	第1段階	負担限度額	300円
	第2段階	負担限度額	600円
	第3段階①	負担限度額	1，030円
	第3段階②	負担限度額	1，360円

4 滞在に要する費用(滞在費) ユニット型個室 2，198円/日

（入居者の収入により、減額の認定を受けられる場合あり）

負担段階	第1段階	負担限度額	880円
	第2段階	負担限度額	880円

第3段階①　負担限度額　　1，370円

第3段階②　負担限度額　　1，470円

5　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用　　実費

6　複写物として、1 枚あたり10円（白黒）、30円（カラー）を徴収する。

7　理美容料金として、散髪　1，100円、髭剃り　1，100円を負担していただきます。

8　預かり金出納管理及び物品管理料　　1 日　　10円

9　第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第97条の3の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額と第1号又は第2号に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低いほうの額とする。なお、第2号について指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあっては、多床室の費用の額の支払を受ける。

10　第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する文章に署名（記名押印）をうけることにすること。

11　施設は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他の止むを得ない事由がある場合、入所者に対して説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

12　指定短期入所生活介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。

（通常の事業及び送迎の実施地域）

第9条　通常の事業及び送迎の実施地域は、二戸管内とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条　利用者は指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

（緊急時等における対応方法）

第11条　短期入所生活介護従業者等は、指定短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条　非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第13条　事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

（2）成年後見制度の利用支援

（3）虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

2 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

（1）殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為

（2）合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為

（3）廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること

（4）強引に引きずるようにして連れて行く行為

（5）食事を与えないこと

（6）入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと

（7）乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること

（8）施設を退居させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること

（9）性的な嫌がらせをすること

（10）当該入居者を無視すること

（身体拘束等）

第14条　施設は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には家族の同意を受けた時にのみその条件と期間内にて身体拘束行うことができる。

（指定短期入所生活介護の利用契約）

第15条　事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して短期入所生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（衛生管理及び短期入所生活介護従業者等の健康管理等）

第16条　事業所は、短期入所生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2　事業所は、短期入所生活介護従業者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

第17条　短期入所生活介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2　事業者は、短期入所生活介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を

保持させるため、短期入所生活介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、短期入所生活介護従業者との雇用契約の内容とする。

（個別援助計画書の作成等）

第18条　事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画書に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの短期入所生活介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

2　事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

（サービスの提供記録の記載）

第19条　短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について、介護保険法第41条第6項又は法第53条第2項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

（苦情処理）

第20条　管理者は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

（損害賠償）

第21条　事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、必要な措置を講じ、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営についての留意事項）

第22条　事業所は、短期入所生活介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

（1）　採用時研修　　採用後1ヶ月以内

（2）　継続研修　　年1回

2　短期入所生活介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者からもとめられたときは、これを提示するものとする。

3　事業所は、この事業を行うために、介護記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人いつつ星会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成　27年 2 月　1日より施行する。

平成　27年　4 月　1日　一部改定。

平成 27年　8月　1日　一部改定。

平成 27年 10月　1日　一部改正

平成 27年　4月　1日　一部改正

平成 28年　4月　1日　一部改正

平成 29年　4月　1日　一部改正

平成 30年　4月　1日　一部改正

令和　元年　10月　1日　一部改正

令和　2年　12月　1日　一部改正

令和　3年　4月　1日　一部改正

令和　3年　8月　1日　一部改正

令和　4年　4月　1日　一部改正

令和　7年　4月　1日　一部改正

令和　7年　8月　1日　一部改正

令和　8年　8月　1日　一部改正